

役員及び評議員の報酬等に関する支給要綱

(目的)

第 1 条 この支給要綱は、社会福祉法人三笠市社会福祉事業団（以下「当法人」という）定款第 9 条及び第 23 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、法人業務を行った場合には報酬を支給する。ただし、施設長等の法人職員、三笠市の特別職及び一般職に属する役員の場合はこれを支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第 3 条 常勤役員等に対する報酬の額は、別表第 1 で定めるものとする。

(非常勤役員等への報酬の算定方法)

第 4 条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表第 2 で定めるものとする。ただし、その職務が市内で行われ、かつ 4 時間を超えない場合は、2 分の 1 の額とする

(費用弁償)

第 5 条 役員等(三笠市の特別職及び一般職に属する職員は除く。)が、法人業務を行うために要する費用は、弁償する。

- 2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の 5 種とし、その額は別表第 3 に定めるもののほか職員の例による。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は職員給与規程に準拠した日をもって支給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議への出席や法人業務を行った場合には、その都度支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 4 同条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数処理)

第 8 条 この要綱により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 当法人は、この要綱をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この要綱の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年11月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 別表の改正規定は、前項の規定にかかわらず、昭和56年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和63年5月24日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の要綱は、昭和63年4月1日以後出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の要綱は、平成4年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の要綱は、平成7年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表の改正規定は、前項の規定にかかわらず平成14年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬

役職名	報酬額（月額）
常務理事	345,000円

別表2 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	5,700円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,700円

(2) 理事

	日額
理事会等への出席	5,700円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,700円

別表3 費用弁償のうち宿泊料

宿泊料1夜につき	
市内	市外
4,700円	11,000円